

箕面市地域生活支援事業実施要綱

平成十八年九月二十九日

箕面市訓令第五十二号

改正 平成十八年十二月十八日訓令第六十六号

改正 平成十九年 三月三十日訓令第三十三号

改正 平成十九年 九月 七日訓令第五十二号

改正 平成二十年 二月 一日訓令第 二号

改正 平成二十年 六月三十日訓令第四十七号

改正 平成二十年 九月三十日訓令第五十六号

改正 平成二十一年九月二十八日訓令第五十九号

改正 平成二十二年四月三十日訓令第四十一号

改正 平成二十二年六月二十三日訓令第五十六号

改正 平成二十三年四月一日訓令第二十六号

改正 平成二十四年六月二十九日訓令第四十八号

改正 平成二十五年四月一日訓令第三十六号

改正 平成二十六年四月一日訓令第二十一号

改正 平成二十七年三月二十七日訓令第 八号

改正 平成二十七年十二月二十八日訓令第六十九号

改正 平成二十八年九月二日訓令第四十四号

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 相談支援事業（第四条―第六条）

第三章 地域生活サポート事業（第七条―第九条）

第四章 コミュニケーション支援事業（第十条―第十七条）

第四章の二 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（第十七条の二―第十七条の八）

第五章 日常生活用具給付事業（第十八条―第二十九条）

第六章 移動支援事業（第三十条―第三十九条）

第七章 地域活動支援センター事業（第四十条―第四十五条の六）

第八章 入浴サービス事業（第四十六条―第五十七条）

第九章 日中一時支援事業（第五十八条―第六十七条）

第十章 削除

第十一章 削除

第十二章 利用者負担（第八十四条・第八十五条）

第十三章 雑則（第八十六条・第八十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十七条の規定により市が実施する地域生活支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（地域生活支援事業の種類）

第二条 この要綱に定める地域生活支援事業の種類は、次のとおりとする。

一 相談支援事業

二 地域生活サポート事業

三 コミュニケーション支援事業

三の二 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

- 四 日常生活用具給付事業
- 五 移動支援事業
- 六 地域活動支援センター事業
- 七 入浴サービス事業
- 八 日中一時支援事業
- 九 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(事業の委託等)

- 第三条 市長は、前条に掲げる事業の全部又は一部を社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体（以下「事業者」という。）に委託することができる。
- 2 前項の規定に関わらず、市長は、前条に掲げる事業の全部又は一部を行う事業者に対して補助する事業を実施することができる。

第二章 相談支援事業

(目的)

- 第四条 相談支援事業は、障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）又は障害児の保護者若しくは障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(事業の内容)

第五条 相談支援事業は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 福祉サービスの利用援助に関する業務
- 二 社会資源を活用するための支援に関する業務
- 三 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- 四 ピアカウンセリングに関する業務

五 権利の擁護のために必要な援助に関する業務

六 専門機関の紹介に関する業務

(対象者)

第六条 相談支援事業の対象者は、市内に居住する障害者等、障害児の保護者並びに障害者等の介護を行う者又はこれらに準ずる者とする。

2 対象者は、事業者が提供する相談支援事業を利用することができる。

第三章 地域生活サポート事業

(目的)

第七条 地域生活サポート事業は、障害者に対する入居に必要な調整等並びに家主等に対する相談及び助言を通じて障害者の地域生活を支援するとともに、日常生活に関する支援及び家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第八条 地域生活サポート事業は、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 入居支援に関する業務 不動産業者に対する物件の斡旋の依頼及び家主等との入居契約手続の支援

二 二十四時間支援に関する業務 夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡及び調整等必要な支援

三 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整に関する業務
利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるための調整

四 日常生活支援に関する業務 法に基づく介護給付費の支給の決定を受けた者以外の者であつて、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対する必要な生活支援及び

家事援助

(対象者)

第九条 地域生活サポート事業の対象者は、市内に居住する障害者（現にグループホームに居住している者を除く。）とする。

2 対象者は、事業者が提供する地域生活サポート事業を利用することができる。

第四章 コミュニケーション支援事業

(目的)

第十条 コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳又は要約筆記の方法により、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行うことにより意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第十一条 コミュニケーション支援事業は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 手話通訳者の派遣に関する業務
- 二 要約筆記者の派遣に関する業務

(対象者)

第十二条 コミュニケーション支援事業の対象者は、市内に居住する聴覚障害者等のうち身体障害者手帳の交付を受けている者で、日常生活上のコミュニケーション手段の確保が必要な者とする。

(申請)

第十三条 コミュニケーション支援事業を利用しようとする者は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない

い。ただし、市長が緊急を要すると認める場合は、この限りでない。

(決定)

第十四条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、手話通訳者等の派遣の要否及び派遣内容を決定し、箕面市地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書又は箕面市地域生活支援事業利用申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

(利用の変更及び廃止)

第十五条 前条の決定の通知を受けた者（以下この章において「利用者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、申請内容変更・廃止届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 一 利用者の住所を変更したとき。
- 二 利用者の心身状況に大きな変化があつたとき。
- 三 利用の中止をしようとするとき。

(利用の取消し)

第十六条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- 一 第十二条に規定する対象者でなくなつたとき。
- 二 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたととき。

(事業の利用)

第十七条 利用者は、市が実施し、又は委託するコミュニケーション支援事業を利用することができる。

第四章の二 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

(目的)

第十七条の二 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（以下この章において「入院時コミュニケーション支援事業」という。）は、重度障害者の入院時における医療従事者との意思疎通を支援するために、当該重度障害者との意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員（以下「支援員」という。）として派遣することにより、傷病の急性期における円滑な治療及び療養生活の安定を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第十七条の三 入院時コミュニケーション支援事業は、次条に定める対象者（以下この章において「対象者」という。）との意思疎通に熟達した者で、対象者が現に居宅で利用している指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者であつて、現に重度訪問介護の指定を受けているものをいう。以下「指定事業者」という。）の従業者である者を支援員として派遣することにより行うものとする。

2 支援員の派遣は、一回の入院につき六十時間以内とする。

3 入院時コミュニケーション支援事業は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図る支援及び医療従事者が円滑に看護を行うための情報提供以外のサービスは対象としない。

（対象者）

第十七条の四 入院時コミュニケーション支援事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 市内に居住する障害者等（法第十九条第三項の規定により本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定をしている者を除く。ただし、同項の規定により本市が介護給付費等の支給決定をした本市以外に居住する者を含む。）であつて、十八歳以上であるもの。

二 法第二十一条第一項の規定により四以上の障害支援区分の認定を受けている者のうち重度訪問介護（法第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）の対象者で、現に重度訪問介護サービスを支給決定を受け、当該サービスを利用しているもの

三 発語困難又は病状により自らの意思を十分に伝達できない者。

ただし、箕面市入院時コミュニケーション支援事業実施要綱（平成二十五年箕面市訓令第三十三号）第三条に規定する対象者を除く。

（申請）

第十七条の五 入院時コミュニケーション支援事業を利用しようとする者（以下この章において「利用申請者」という。）は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。ただし、緊急の入院の場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、第八十五条各号に規定する負担上限月額を決定するために必要な書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合で利用申請者が市長に対して本人及びその世帯に係る住民基本台帳、市民税課税台帳その他の関係資料の閲覧に同意する場合は、この限りでない。

（決定）

第十七条の六 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援員の派遣の要否及び派遣内容を決定し、箕面市地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書（以下この章において「決定通知書」という。）又は箕面市地域生活支援事業利用申請却下通知書により利用申請者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第十七条の七 市長は、決定通知書を受けた者（以下この章において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による決定を取り消すことができる。

一 第十七条の四に規定する対象者でなくなったとき。

二 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたととき。

（事業の利用）

第十七条の八 利用者は、指定事業者が提供する入院時コミュニケーション支援事業を利用することができる。この場合において、利用者は、指定事業者に決定通知書を提示するものとする。

第五章 日常生活用具給付事業

（目的）

第十八条 日常生活用具給付事業は、重度障害者等に対して自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るとともに、福祉の増進に資することを目的とする。

（事業の内容）

第十九条 日常生活用具給付事業は、日常生活用具の購入に要した費用を障害者又は障害児の保護者に助成することにより実施するものとする。

（対象者）

第二十条 日常生活用具給付事業の対象者は、市内に居住する障害者等（法第十九条第三項の規定により本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定をしている者を除く。ただし、同項の規定により本市が介護給付費等の支給決定をした本市以外に居住する者を含む。）で日常生活用具を必要とする者とする。ただし、第二十四条第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者にあつては、その配偶者に

限る。)のうちいずれかの者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税の所得割の額が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の二第二項に規定する基準以上であるときは、この限りでない。

2 前項の市町村民税の所得割の額を算定する場合には、日常生活用具の給付の決定を行う日の属する年の前年(当該決定を行う日が一月一日から六月三十日までの場合にあつては、前々年)の十二月三十一日現在において年齢十九歳未満の扶養親族(地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

一 年齢十六歳未満の扶養親族 三十三万円に当該年齢十六歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

二 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族 十二万円に当該年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

(助成の額)

第二十一条 日常生活用具給付事業に係る費用の助成の額は、第二十三条に定める用具の種目ごとに定められた限度額(その額が現に当該用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に用具の購入に要した費用の額とする。)を限度として、用具の購入に要した費用の百分の九十に相当する額とする。

2 市長は、日常生活用具給付事業の利用者又はその保護者(以下この章において「利用者等」という。)が日常生活用具の給付事業者に支払う

べき当該用具の購入に要した費用について、費用の助成として当該利用者等に助成すべき額の限度において、当該利用者等に代わり、当該給付事業者に支払うものとする。

3 前項の規定による支払があつたときは、利用者等に対し日常生活用具給付事業に係る費用の助成があつたものとみなす。

(助成の特例)

第二十二條 利用者等が同一の月に決定を受けた日常生活用具給付事業に係るサービスに要する費用の合計額（以下この章において「費用合計額」という。）から、当該月の前条第一項に規定する助成の額の合計額を控除した額が、当該利用者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して、次の各号に掲げる利用者等の区分に応じ、当該各号に定める額（以下この章において「負担上限月額」という。）を超えるときは、前条第一項の規定にかかわらず、費用合計額から負担上限月額を控除した額を助成するものとする。

一 次号に掲げる者以外の者 二万四千円

二 市町村民税世帯非課税者（利用者等及び利用者等と同一の世帯に属する者（利用者等が障害者にあつては、その配偶者に限る。）が日常生活用具給付事業を利用した月の属する年度（日常生活用具給付事業を利用した月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における利用者等をいう。）又は生活保護世帯者（利用者等及び当該利用者

等と同一の世帯に属する者が、日常生活用具給付事業を利用した月に
おいて被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六
条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合における利用者等
をいう。） 零

（用具の種目、限度額及び給付の対象要件）

第二十三条 給付の対象となる用具の種目、限度額、耐用年数及び対象要
件の範囲は、次の各号に掲げる障害者等の区分に応じ、それぞれ当該各
号に定めるものとする。ただし、介護保険法（平成九年法律第二百二十三
号）その他の制度により給付の対象となる用具については、給付の対象
から除く。

- 一 身体障害者 別表第一による。
- 二 身体障害児 別表第二による。
- 三 知的障害者 別表第三による。
- 四 知的障害児 別表第四による。
- 五 精神障害者 別表第五による。
- 六 難病患者 別表第六による。

（申請）

第二十四条 日常生活用具の給付を受けようとする者（以下この章におい
て「申請者」という。）は、重度障害者等日常生活用具給付申請書を市
長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第二十二条各号に規定する助成の特例に係る額を
決定するために必要な書類を添付しなければならない。ただし、当該書
類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合で
申請者が市長に対して本人及びその世帯に係る住民基本台帳、市民税課
税台帳その他の関係資料の閲覧に同意する場合は、この限りでない。

3 第二十六条の規定により用具の給付を受けた者は、当該用具に係る別表第一から別表第六までの耐用年数の欄に定める期間が経過するまでの間は、当該用具と同一の品目のものについては、原則として第一項の申請書を提出することができない。

(決定)

第二十五条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、必要な調査等を行い、給付の要否及び第二十二条各号に規定する助成の特例に係る額を決定し、重度障害者等日常生活用具給付決定通知書（以下この章において「決定通知書」という。）又は重度障害者等日常生活用具給付却下通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により日常生活用具の給付を決定したときは、重度障害者等日常生活用具給付券（以下この章において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第二十六条 決定通知書を受けた者（以下この章において「給付決定者」という。）は、給付事業者に給付券を提出し、当該給付券の利用者負担額の欄に記載されている負担額を当該給付事業者に支払い、用具の給付を受けるものとする。

(譲渡等の禁止)

第二十七条 給付決定者は、当該用具を日常生活用具給付事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
(費用及び用具の返還)

第二十八条 市長は、虚偽その他不正の手段により用具の給付を受けた者があるとき又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に係る助成の額の全部若しくは一部又は当該用具を返還さ

せることができる。

(排せつ管理支援用具の特例)

第二十九条 市長は、重度障害者等の申請の手續の利便を考慮し、排せつ管理支援用具については、次のとおり給付券を一括して交付することができる。

- 一 暦月を単位として二月ごとに給付券一枚を交付すること。
- 二 市長が別に定める基準額（月額）の範囲内で一月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の二倍（二月分）の額を給付券一枚に記載して交付すること。
- 三 給付券は、申請一回につき三枚（半年分）まで一括して交付することができる。

第六章 移動支援事業

(目的)

第三十条 移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(事業の内容)

第三十一条 移動支援事業は、外出のための支援が必要な障害者等に対し実施する次に掲げる業務とする。ただし、一日の範囲内で業務を終えるものに限る。

- 一 社会生活上必要不可欠な外出支援に関する業務（通院、通勤若しくは営業活動等の経済活動に係る外出支援又は通年かつ長期にわたる外出支援を除く。）

- 二 余暇活動等の社会参加のための外出支援に関する業務（市長が適当でないとする外出支援を除く。）

(事業の実施方法)

第三十一条の二 移動支援事業は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- 一 個別支援型 個別的支援が必要な者に対する一対一対応による支援
- 二 グループ支援型 同一目的地又は同一行事等に複数の障害者等が参加する場合における複数の障害者等に対する同時支援。なおこの場合において、障害者等の員数に対する支援者の員数等に係る基準については、市長が別に定める。

(対象者)

第三十二条 移動支援事業の対象者は、市内に居住する障害者等（法第九条第三項の規定により本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定をしている者を除く。ただし、同項の規定により本市が介護給付費等の支給決定をした本市以外に居住する者を含む。）で移動支援の必要があると市長が認めた者とする。

(事業者)

第三十三条 市長は、利用者に対して適切なサービスを提供できる事業者を移動支援事業者として指定するものとする。

2 前項の指定を受けようとする者（以下この章において「指定申請者」という。）は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、事業者の要件、障害者等の自立支援に関する実績及び事業実施能力並びに運営内容等を十分審査して、指定の適否を決定するものとする。

4 市長は、前項の指定の適否を決定したときは、箕面市地域生活支援事業指定決定通知書により指定申請者に通知するものとする。

(事業者の要件)

第三十四条 移動支援事業者の要件については、市長が別に定める。

(事業者の指定取消し)

第三十四条の二 市長は、移動支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十三条の規定による当該移動支援事業者の指定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- 二 事業者が前条の規定により別に定める移動支援事業者の指定の基準に該当しなくなったとき。
- 三 移動支援事業に係る補助金の請求に不正があったとき。
- 四 利用者に対し、虐待行為等著しく不適切な行為があったとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が事業者の指定を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、箕面市地域生活支援事業指定取消通知書により、当該事業者に通知するものとする。

(申請)

第三十五条 移動支援事業を利用しようとする者（以下この章において「利用申請者」という。）は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が緊急を要すると認める場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、第八十五条各号に規定する負担上限月額を決定するために必要な書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合で利用申請者が市長に対して本人及びその世帯に係る住民基本台帳、市民税課税台帳その他の関係資料の閲覧に同意する場合は、この限りでない。

(決定)

第三十六条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、利用の可否、サービス内容及び第八十五条各号に規定する負担上限月額を決定し、箕面市地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書（以下この章において「決定通知書」という。）又は箕面市地域生活支援事業利用申請却下通知書により利用申請者に通知するものとする。

(利用の変更及び廃止)

第三十七条 決定通知書を受けた者（以下この章において「利用者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、申請内容変更・廃止届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 一 利用者の住所を変更したとき。
- 二 利用者の心身状況に大きな変化があつたとき。
- 三 利用の中止をしようとするとき。

(利用の取消し)

第三十八条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十六条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- 一 第三十二条に規定する対象者でなくなつたとき。
- 二 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたととき。

(事業の利用)

第三十九条 利用者は、移動支援事業者が提供する移動支援事業を利用することができる。この場合において、利用者は、移動支援事業者に決定通知書を提示するものとする。

第七章 地域活動支援センター事業

(目的)

第四十条 地域活動支援センター事業は、当該センターに障害者等を通わせ、地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第四十一条 地域活動支援センター事業は、次に掲げる業務とする。

- 一 創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する業務
- 二 社会との交流の促進等の便宜供与に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(対象者)

第四十二条 地域活動支援センター事業の対象者は、市内に居住する障害者等とする。

(事業者)

第四十三条 市長は、利用者に対して適切なサービスが提供できる事業者を地域活動支援センター事業者として指定するものとする。

2 前項の指定を受けようとする者（以下この章において「指定申請者」という。）は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、事業者の要件、障害者等の自立支援に関する実績及び事業実施能力並びに運営内容等を十分審査して、指定の適否を決定するものとする。

4 市長は、前項の指定の適否を決定したときは、箕面市地域生活支援事業指定決定通知書により指定申請者に通知するものとする。

(事業者の要件)

第四十四条 地域活動支援センター事業者の要件については、市長が別に定める。

(事業者の指定取消し)

第四十四条の二 市長は、地域活動支援センター事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の規定による当該地域活動支援センター事業者の指定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

二 事業者が前条の規定により別に定める地域活動支援センター事業者の指定の基準に該当しなくなったとき。

三 地域活動支援センター事業に係る補助金又は委託料の請求に不正があつたとき。

四 利用者に対し、虐待行為等著しく不適切な行為があつたとき。

五 前各号に掲げるもののほか、市長が事業者の指定を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、箕面市地域生活支援事業指定取消通知書により、当該事業者に通知するものとする。

(事業の利用)

第四十五条 利用者は、地域活動支援センター事業者が提供する地域活動支援センター事業を利用することができる。

(申請)

第四十五条の二 前条の規定にかかわらず、他市町村の地域活動支援センター事業者が提供する地域活動支援センター事業を利用しようとする者は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

(決定)

第四十五条の三 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、箕面市地域生活支援事業利用

決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書（以下この章において「決定通知書」という。）又は箕面市地域生活支援事業利用申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

（利用の変更及び廃止）

第四十五条の四 決定通知書を受けた者（以下この章において「決定者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、申請内容変更・廃止届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 一 決定者の住所を変更したとき。
- 二 決定者の心身状況に大きな変化があったとき。
- 三 利用の中止をしようとするとき。

（利用の取消し）

第四十五条の五 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十五条の三の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- 一 第四十二条に規定する対象者でなくなったとき。
- 二 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたととき。

（他市町村の事業の利用）

第四十五条の六 決定者は、他市町村の地域活動支援センター事業者が提供する地域活動支援センター事業を利用することができる。この場合において、決定者は、他市町村の地域活動支援センター事業者に決定通知書を提示するものとする。

第八章 入浴サービス事業

（目的）

第四十六条 入浴サービス事業は、地域における身体障害者の生活を支援するため、施設において又は居宅への訪問により入浴サービスを提供し、

身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第四十七条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 身体障害者 居宅において常時臥床し、又は食事、排せつ、衣服の着脱、寝起き等日常生活の大半を介護によらなければならない状態にある者であつて、下肢又は体幹機能障害により障害の程度が一級又は二級の身体障害者手帳の交付を受けている十八歳以上の者（十八歳未満であつても成人と同様の体格でホームヘルプサービス等の施策を利用しての入浴が困難な者を含む。）又はこれに準じる者として市長が認めたる者をいう。

二 介護者 居宅において身体障害者の介護をしている者をいう。

(事業の内容)

第四十八条 入浴サービス事業は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一 法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを提供している事業所においての入浴サービス（以下「施設入浴」という。）の提供に関する業務

二 居宅を訪問しての入浴サービス（以下「訪問入浴」という。）の提供に関する業務

(対象者)

第四十九条 入浴サービス事業の対象者は、市内に居住する身体障害者で、居宅において、家族の介助だけでは入浴が困難な者とする。ただし、訪問入浴にあつては、介護者の立会いが可能な者とする。

(事業者)

第五十条 市長は、利用者に対して適切なサービスが提供できる事業者を入浴サービス事業者として指定するものとする。

2 前項の指定を受けようとする者（以下この章において「指定申請者」という。）は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、事業者の要件、障害者等の自立支援に関する実績及び事業実施能力並びに運営内容等を十分審査して、指定の適否を決定するものとする。

4 市長は、前項の指定の適否を決定したときは、箕面市地域生活支援事業指定決定通知書により指定申請者に通知するものとする。

(事業者の要件)

第五十一条 入浴サービス事業者の要件については、市長が別に定める。

(事業者の指定取消し)

第五十一条の二 市長は、入浴サービス事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十条の規定による当該入浴サービス事業者の指定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

二 事業者が前条の規定により別に定める入浴サービス事業者の指定の基準に該当しなくなったとき。

三 入浴サービス事業に係る補助金の請求に不正があつたとき。

四 利用者に対し、虐待行為等著しく不適切な行為があつたとき。

五 前各号に掲げるもののほか、市長が事業者の指定を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、箕面市地域生活

支援事業指定取消通知書により、当該事業者に通知するものとする。

(利用の制限)

第五十二条 入浴サービス事業は、次に掲げる入浴サービスの区分ごとに、身体障害者一人当たり週三回を限度とする。

一 施設入浴又は訪問入浴

二 前号に掲げる入浴サービス以外の入浴サービス

2 対象者が介護保険法の規定による入浴サービスを受けることができるときは、当該サービスを優先する。

(申請)

第五十三条 入浴サービス事業を利用しようとする者（以下この章において「利用申請者」という。）は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第八十五条各号に規定する負担上限月額を決定するために必要な書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合で利用申請者が市長に対して本人及びその世帯に係る住民基本台帳、市民税課税台帳その他の関係資料の閲覧に同意する場合は、この限りでない。

(決定)

第五十四条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利用の可否、便宜の内容及び第八十五条各号に規定する負担上限月額を決定し、箕面市地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書（以下この章において「決定通知書」という。）又は箕面市地域生活支援事業利用申請却下通知書により利用申請者に通知するものとする。

(利用の変更及び廃止)

第五十五条 決定通知書を受けた者（以下この章において「利用者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、申請内容変更・廃止届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 一 利用者の住所を変更したとき。
- 二 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- 三 利用の中止をしようとするとき。

（利用の取消し）

第五十六条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- 一 第四十九条に規定する対象者でなくなったとき。
- 二 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたととき。

（事業の利用）

第五十七条 利用者は、入浴サービス事業者が提供する入浴サービス事業を利用することができる。この場合において、利用者は、入浴サービス事業者に決定通知書を提示するものとする。

第九章 日中一時支援事業

（目的）

第五十八条 日中一時支援事業は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第五十九条 日中一時支援事業は、次に掲げる業務とする。

- 一 障害者の日中における活動支援に関する業務
- 二 障害のある児童の放課後等における活動支援に関する業務

三 障害者等が社会に適應するための日常的訓練に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、市長が認める業務

(対象者)

第六十条 日中一時支援事業の対象者は、市内に居住する障害者等で日中において監護する者がいないため、一時的な見守り等の支援が必要な障害者等とする。

(事業者)

第六十一条 市長は、利用者に対して適切なサービスが提供できる事業者を、日中一時支援事業者として指定するものとする。

2 前項の指定を受けようとする者(以下この章において「指定申請者」という。)は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、事業者の要件、障害者等の自立支援に関する実績及び事業実施能力並びに運営内容等を十分審査して、指定の適否を決定するものとする。

4 市長は、前項の指定の適否を決定したときは、箕面市地域生活支援事業指定決定通知書により指定申請者に通知するものとする。

(事業者の要件)

第六十二条 日中一時支援事業者の要件については、市長が別に定める。

(事業者の指定取消し)

第六十二条の二 市長は、日中一時支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の規定による当該日中一時支援事業者の指定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

二 事業者が前条の規定により別に定める日中一時支援事業者の指定の

基準に該当しなくなったとき。

- 三 日中一時支援事業に係る補助金の請求に不正があったとき。
- 四 利用者に対し、虐待行為等著しく不適切な行為があったとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が事業者の指定を不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、箕面市地域生活支援事業指定取消通知書により、当該事業者に通知するものとする。

(申請)

- 第六十三条 日中一時支援事業を利用しようとする者（以下この章において「利用者」という。）は、あらかじめ箕面市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第八十五条各号に規定する負担上限月額を決定するために必要な書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合で利用申請者が市長に対して本人及びその世帯に係る住民基本台帳、市民税課税台帳その他の関係資料の閲覧に同意する場合は、この限りでない。

(決定)

- 第六十四条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利用の可否、支援の内容及び第八十五条各号に規定する負担上限月額を決定し、箕面市地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書（以下この章において「決定通知書」という。）又は箕面市地域生活支援事業利用申請却下通知書により利用申請者に通知するものとする。

(利用の変更及び廃止)

- 第六十五条 決定通知書を受けた者（以下この章において「利用者」とい

う。)は、次に掲げる事項に該当するときは、申請内容変更・廃止届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 一 利用者の住所を変更したとき。
- 二 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- 三 利用の中止をしようとするとき。

(利用の取消し)

第六十六条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- 一 第六十条に規定する対象者でなくなったとき。
- 二 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたととき。

(事業の利用)

第六十七条 利用者は、日中一時支援事業者が提供する日中一時支援事業を利用することができる。この場合において、利用者は、日中一時支援事業者に決定通知書を提示するものとする。

第十章 削除

第六十八条から第七十三条まで 削除

第十一章 削除

第七十四条から第八十三条まで 削除

第十二章 利用者負担

(利用者負担)

第八十四条 地域生活支援事業（第十八条に規定する日常生活用具給付事業を除く。）に係る利用者負担は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 相談支援事業、地域生活サポート事業、コミュニケーション支援事業及び地域活動支援センター事業 無料

二 入院時コミュニケーション支援事業、移動支援事業（生徒及び児童の送迎に係る分及びグループ支援型を除く。）、入浴サービス事業及び日中一時支援事業 事業の提供に要した費用の百分の十に相当する額

三 移動支援事業（生徒及び児童の送迎に係る分に限る。） 事業の提供に要した費用の百分の五に相当する額

四 移動支援事業（グループ支援に限る。） 事業の提供に要した費用を利用したグループの員数で除した金額の百分の十に相当する額

2 前項第二号から第四号までに規定する利用者負担の額は、事業のサービスを利用するごとに算定することとし、算定後の額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（利用者負担に係る負担上限月額）

第八十五条 利用者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して、地域生活支援事業の利用者等が同一の月に利用した地域生活支援事業に係る費用の負担の合算が、次の各号に掲げる利用者等の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、同一の月に利用した地域生活支援事業に係る費用の負担の上限額（以下「負担上限月額」という。）は、当該各号に定める額を限度とする。

一 次号に掲げる者以外の者 四千円

二 市町村民税世帯非課税者（利用者等及び利用者等と同一の世帯に属する者（利用者等が障害者にあつては、その配偶者に限る。）が地域生活支援事業を利用した月の属する年度（地域生活支援事業を利用した月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除さ

れた者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における利用者等をいう。）又は生活保護世帯者（利用者等及び当該利用者等と同一の世帯に属する者が、地域生活支援事業を利用した月において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合における利用者等をいう。） 零

第十三章 雑則

（帳票等）

第八十六条 地域生活支援事業の事務に係る帳票等は、別表第七のとおりとする。

（委任）

第八十七条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成十八年十月一日から施行する。

（箕面市重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

一 箕面市重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱（平成十三年箕面市訓令第三十二号）

二 箕面市障害者生活支援事業実施要綱（平成十六年箕面市訓令第十五号）

（準備行為）

3 第十三条、第三十五条第一項、第五十三条第一項、第六十三条第一項及び第七十九条第一項の規定による利用の手続、第三十三条第二項、第四十三条第二項、第五十条第二項、第六十一条第二項及び第七十七条第

二項の規定による指定の手續その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十八年十二月十八日訓令第六十六号）

この要綱は、訓令の日から施行し、平成十八年十月一日から適用する。

附 則（平成十九年三月三十日訓令第三十三号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る日常生活用具の種目、限度額及び給付の対象要件については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年九月七日訓令第五十二号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の箕面市地域生活支援事業実施要綱様式第一号及び様式第五号による用紙で、現に残存するものは、所要の調整を加え、なお使用することができる。

附 則（平成二十年二月一日訓令第二号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現になされている申請に係る日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年六月三十日訓令第四十七号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成二十年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の箕面市地域生活支援事業実施要綱様式第一号及び様式第五号による用紙で、現に現存するものは、当分の間所要の調整を加え、なお使用することができる。

附 則（平成二十年九月三十日訓令第五十六号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る浴槽（湯沸器を含む。）の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年九月二十八日訓令第五十九号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に第二十四条の規定により提出され、受付された申請書に係る日常生活用具の給付に4つについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年四月三十日訓令第四十一号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、訓令の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の箕面市地域生活支援事業実施要綱第二十四条の規定により提出した申請書に係る日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年訓令第二十六号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十九日訓令第四十八号)

この要綱は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年四月一日訓令第三十六号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、訓令の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の箕面市地域生活支援事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)第十七条の五の規定により提出した申請に係る重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱様式第五号に基づいて行われた申請については、この要綱による改正後の様式第五号に基づいて行われた申請とみなす。

- 4 この要綱の施行の際、旧要綱様式第五号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成二十六年四月一日訓令第二十一号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、訓令の日からから施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の箕面市地域生活支援事業実施要綱（以下、旧要綱という。）様式第五号により行われた申請については、この要綱による改正後の様式第五号により行われた申請とみなす。

- 3 この要綱の施行の際、旧要綱様式第五号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日訓令第八号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の箕面市地域生活支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）様式第五号により行われた申請は、この要綱による改正後の様式第五号により行われた申請とみなす。

- 3 この要綱の施行の際、旧要綱様式第五号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成二十七年十二月二十八日訓令第六十九号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式第一号、様式第四号及び様式第五号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成二十八年九月二日訓令第四十四号）

この要綱は、訓令の日から施行する。